

令和5年第1回板野町議会定例会会議録（第2日）

日 時 令和5年3月14日（火） 午前10時01分 開会

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号 板野町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 板野町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 板野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 板野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第5号 板野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第7 議案第6号 定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第7号 板野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 令和4年度 板野町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 議案第9号 令和4年度 板野町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第10号 令和4年度 板野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第11号 令和4年度 板野町介護保険（保険事業）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第12号 令和4年度 板野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第13号 令和5年度 板野町一般会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで、議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	三原大輔君	2番	根ヶ山昇君
3番	大西正一君	4番	水口昭彦君
5番	奥尾周二君	6番	東條昭二君
7番	松浦昶君	8番	天羽生美君
9番	西川有君	11番	石田実君
12番	吉岡輝昭君	13番	犬伏博昭君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者

町長	玉井孝治君	副町長	東根弘幸君
教育長	谷川健二君	総務課長	高橋三恵君
税務課長	三木正文君	福祉保健課長	楠本剛君
建設課長	毛登山悦雄君	水道課長	松浦賢治君
産業課長	末岡稔久君	会計管理者兼出納室長	山本敏彦君
人権コミュニティ課長	岡田加代子君	下水道課長	晃昇政治君
環境生活課長	富平敬二君	子ども家庭支援センター所長	吉本洋時君
住民課長	山田裕子君	教育委員会次長	井内幸美君

議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松長 徹君 議会事務局主事 村上 愛実君

午前10時01分 開会

○議長（犬伏博昭君） おはようございます。まず、お断りをさせていただきます。昨日よりマスク着用について個人の判断で委ねられておりますが、今議会は新型コロナウイルス感染予防のため、皆様方には、できる限りマスクの着用の御協力をいただければ幸いです。また、会議中、状況に応じた消毒作業をしますので、御了承ください。

12番吉岡議員が所用のため、少々遅刻すると連絡が参っております。ただいま、出席議員は、11名です。定足数に達しておりますので3月6日に引き続き、再開します。直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第1、一般質問を行います。一般質問の通告順序を申し上げます。

1番三原大輔議員・11番石田 実議員・8番天羽生美議員、以上の3名です。

通告の順番に質問を許します。1番三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） それでは早速、一般質問、始めさせていただきます。どうぞよろしく願います。まず、最初の質問です。「新ごみ処理施設整備事業について」お聞きしたいと思います。

板野町のごみ処理を行っている中央広域環境センターは、設立当初の契約で稼働期限が2025年7月と定められています。そのため、平成30年に組合から脱退予定の吉野川市を除いた阿波市・上板町・板野町で、新ごみ処理施設整備検討会を発足し、新たなごみ処理施設建設について協議

を行ってきました。そして、令和元年9月、検討会では、燃料化方式、いわゆるトンネルコンポスト式の新ごみ処理施設建設が選定され、令和3年3月には建設予定地も決定し、着々と新ごみ処理施設整備が進められてきたように思います。

しかし、令和4年9月30日の徳島新聞にも書かれていましたが、昨今のウクライナ情勢や円安などによる物価高騰により、建設費用が当初の約2倍である73億6,000万円に倍増することが判明いたしました。また、組合から脱退した吉野川市が単独で進めているストーカ炉方式のごみ処理施設の建設費は100億円にも上るそうです。

私は、この昨今の物価高騰は、近年まれに見る国民生活を脅かす前代未聞の出来事であり、もしかしたら、この先数年間は更に物価高騰が予想されるのではないかと危惧しております。町民の負担が倍増するのが明らかな、そのような状況下で、果たして大型建設事業を推し進めてよいのかどうか、とても疑問に感じております。そこで、今回「新ごみ処理施設整備事業について」質問していこうと思います。

では、一つ目の質問です。一般廃棄物中間処理施設に関する協定書で、中央広域環境センターの稼働期限が2025年7月までと定められているとのことですが、この協定書の詳しい説明をお願いしたいと思います。答弁よろしく申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 富平環境生活課長。

[環境生活課長（富平敬二君）登壇]

○環境生活課長（富平敬二君） 1番三原大輔議員さんの御質問の「新ごみ処理施設整備事業について」の1点目の御質問に対して答弁させていただきます。

一般廃棄物中間処理施設に関する協定書は、平成15年度に周辺自治会と中央広域環境施設組合が稼働から20年とする2025年7月まで稼働すること、その後、別の町村へ建設すること及び定期的に環境調査を実施することなどを基本とした協定書を結んでいます。

以上で、1番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） 先ほどの答弁で、この協定書は、中央広域環境センターとその施設がある周辺自治体との協定であるということで間違いありませんよね。はい、ありがとうございます。

では、続いての質問に移ります。その協定の契約内容とは別に、中央広域環境センターの設備は2025年で老朽化して使えなくなる状況なのか若しくは、それ以降も使おうと思えば使い続けることが可能なのかを教えてくださいたいと思います。答弁よろしく申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 富平環境生活課長。

[環境生活課長（富平敬二君）登壇]

○環境生活課長（富平敬二君） 1番三原大輔議員さんの御質問の「新ごみ処理施設整備事業について」の2点目の御質問に対して答弁させていただきます。

先ほども申し上げましたが、協定書で2025年7月までの稼働となっておりますので、使用することはできません。また、契約内容と別に考えましても、現在の処理方式であります熔融炉では24時間稼働するためには1日100tのごみ量が必要となりますが2025年8月には吉野川市が中央広域環境施設組合を脱退するため、ごみ量が1日70tしか確保できず、このごみ量で運転しようとする大規模な改良等が必要となり、膨大な費用が掛かるため使用することは現実的ではありません。

以上で、1番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） 先ほどの答弁では「協定書の内容でも2025年7月までと定められている。協定書は別にしても、吉野川市が脱退するので、1日100tのごみが出ずに70t程度に抑えられるため、費用的に効率は良くない。」というような話でしたが、私が今回の質問でお聞きしたいのは、この施設自体が老朽化しているのかどうなのかということを知りたいのであって、その辺りをもう一度、再質問しますので、この施設は老朽化しているのか若しくは使おうと思えば整備して続けていけば使えるのかどうなのか、もう一度、答弁をお願いします。

○議長（犬伏博昭君） 富平環境生活課長。

[環境生活課長（富平敬二君）登壇]

○環境生活課長（富平敬二君） 施設の老朽化ということにつきましては、現在20年稼働しておりますので、ある程度の老朽化はしています。ただ、その施設を使い続けるためには、施設改良等を大幅にやっつけていかなければならず、先ほども申し上げましたが、莫大な費用が発生することから使用することは現実的ではありません。

以上で、三原議員さんの再問の答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） 費用面のことの関しての答弁でしたが、ちょっと老朽、20年はたつてると。今後、使えるのかどうなのかっていうの、ちょっとまた別の機会でご改めて聞きたいなと思います。続いての質問に移ります。

では、昨今の物価高騰は、国民にとって緊急事態です。新ごみ処理施設整備は、物価高騰が落ち着くまで保留にし、現在の中央広域環境センターの稼働を例えば、延長すべきという考えもありますが、町の考えをお聞きしたいと思います。答弁よろしくをお願いします。

○議長（犬伏博昭君） 東根副町長。

[副町長（東根弘幸君）登壇]

○副町長（東根弘幸君） 1番三原大輔議員さんの「新ごみ処理施設整備事業について」の御質問の3点目に答弁をさせていただきたいと思います。まず、先ほどの御質問の再問につきまして、補

足をさせていただけたらと思います。使用自体は、老朽化をしておるといいながら、使用自体は、できると思います。ただ、先ほども申し上げましたように、いろいろな面で現実的ではないということでございます。

改めまして、3点目の質問に答弁をさせていただきたいと思います。先ほど、課長からの答弁でも申し上げたとおり、地元自治会等との協定により2025年7月以降の中央広域環境センターの使用はできませんので、先ほど、議員さんの方からお知らせがありましたように、使用期限の5年前となる2020年8月より、阿波市・上板町・板野町の副市長・副町長・担当者等で構成をされました、新ごみ処理施設検討会で、新ごみ処理施設整備に向け、進めているところでございます。

ただ、御承知のとおり、中央広域環境施設組合管理者であります、藤井阿波市長が辞職をされたため、なかなか進んでいない状況があります。随時、議員全員協議会等でも、御報告をさせていただいておりますとおり、いろいろな方向から現在、検討・検証を重ねておるところでございます。

4月に新しい管理者が決まり次第、2025年8月以降の新ごみ処理施設稼働に向け、進めてまいりたいと思っておりますが、まず、ごみにつきましては当然、25年8月という形で1日も待つてくれることではございませんので、とにかく早急に新しいごみ施設が建設・整備・稼働に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で、1番三原大輔議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） 私も、施設がある地域住民との協定に関しても十分理解はしているつもりです。しかし、世の中の生活をしていてもですね、様々なものが値上がりしてまして、住民の日常生活も圧迫している現状っていうのは、これも事実だと思います。

先ほど、答弁頂きましたので、よく考え方は、よく理解できました。なので、2025年までに今のトンネルコンポスト式の施設建設、その建設のみありきだけではなく、もっと幅広い視野でいろんな方向性を示していけるような計画を考えていってほしいと思います。また、「大型建設事業に関して物価高騰とても心配してる。」こういう意見もあると知っていただきたいというふうに思います。是非、有益な方向で協議してってください。どうかよろしくお願いいたします。

続いての質問に移りたいと思います。「板野町健康の館体育館の直射日光を遮る設備がないため公式な試合ができない状況があるということについて」お聞きしていきます。板野町民で、主に健康の館を利用し、スポーツを楽しんでいらっしゃる方から、ある要望を受けました。その要望とは、健康の館体育館の窓に遮光する暗幕がないので外光を遮ることができないため、公式試合ができない現状、バレー・バドミントンなど多種目にわたるそうです。そこで「是非、公式試合ができる設備に整えてほしい。」という要望をお聞きしました。

直接、健康の館体育館を実際に見て確かめてみると、体育館の南北の壁上半分くらいがガラス張

りになっています。町民の話では「直射日光が差していると、バレーボールやバドミントンの場合、角度によっては、一方のコート側の選手が不利となり、公平なジャッジができなくなる。」という話でした。確かに日光の日差しが逆光になった場合、ボールが見えなくなったりするのではないかと感じます。そこで、スポーツのルール上では、どうなってるのかを確認すべく、徳島県スポーツ協会に問い合わせることにしました。スポーツ協会の回答は「ルール上では、ある一定以上、明るくしなければならぬ。例えば、何dB以上というルールがあるのみで直射日光を完全に遮らなくてはならないというようなルールは存在しない。」という回答でした。「ただし、大会や試合を行う団体は、実際の体育館の現状を見て、公平な環境であるのかどうかを見極めて、開催場所を決めている。」とのことでした。徳島県スポーツ協会がある大塚スポーツパークの体育館も、3階部分の窓には暗幕がなく、ブラインドを設置し対応しているそうです。ある程度、直射日光を遮ることができれば公式試合にも対応できるということでした。そこで、板野町の健康の館体育館の基本設備は本当に素晴らしいし、公式試合を願う住民も多くいます。板野町のスポーツ振興のためにも整備を前向きに検討してほしいため、質問していききたいと思います。

まず、一つ目です。板野町健康の館は、どのような目的で建設されたのでしょうか。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（犬伏博昭君） 井内教育次長。

[教育委員会次長（井内幸美君）登壇]

○教育委員会次長（井内幸美君） 1番三原大輔議員さんの御質問の「板野町健康の館体育館は直射日光を遮る設備がないため公式な試合ができない状況があるということについて」の1点目の御質問に答弁をさせていただきます。

板野町田園パークは、町民の心と体の健康づくりをテーマに平成4年に設立され、その約4万㎡の広大な敷地内に健康の館があります。健康の館は、平成4年に体育・スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、町民の健康及び体力の向上を促進することを目的として設立され、町民の皆さんの健康づくりの一環として利用されております。

以上で、1番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） 答弁ありがとうございます。町民の健康促進・スポーツやレクリエーションの振興、大切なことだと思います。

では、続いての質問です。今まで、健康の館では、どのようなイベントが行われてきましたでしょうか。お答えください。

○議長（犬伏博昭君） 井内教育次長。

[教育委員会次長（井内幸美君）登壇]

○教育委員会次長（井内幸美君） 1番三原大輔議員さんの御質問の「板野町健康の館体育館は直

射日光を遮る設備がないため公式な試合ができない状況があるということについて」の2点目の質問に答弁をさせていただきます。

健康の館は、住民相互のコミュニティ形成の場としても利用されており、室内での様々なスポーツやイベントも開催されております。バレーボール・カローリングや卓球などの各種スポーツ活動は、年間を通じて利用されております。イベントとしては、過去には健康フェアや体操教室・スポーツ選手による講演会などが行われ、また、NHKのど自慢の会場としても利用されたこともございました。以上で、1番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） コミュニティ形成の場として、バレーやカローリング・健康フェア・講演会やのど自慢など、なるほど、町民の大切な交流の場であるということがよくわかりました。

では、三つ目の質問です。町民から「今後、スポーツの公式試合にも対応できるようにしてほしい。」と要望を聞いております。施設設備の改善を検討してみてもはもらえませんかでしょうか。答弁よろしくをお願いします。

○議長（犬伏博昭君） 井内教育次長。

[教育委員会次長（井内幸美君）登壇]

○教育委員会次長（井内幸美君） 1番三原大輔議員さんの御質問の「板野町健康の館体育館は直射日光を遮る設備がないため公式な試合ができない状況があるということについて」の3点目の御質問に答弁をさせていただきます。

体育館は、スポーツ活動をする場所であることから、非常に天井が高くなっております。そのため、天井の照明だけでは照度が足りず、光を取り込むための広い窓ガラスを採用し、太陽光を取り込むため、天井付近に設置しております。電気をつけなくても、体育館内が明るくなるように建設されております。健康の館以外にも体育センターもあり、直射日光を遮る必要がある場合は、暗幕がある体育センターを御利用いただいております。

以前にも、お問合せがありましたが、改修費用が高額でありました。スポーツの公式試合にも対応できる施設改修は、多額の費用も必要となることから、検討することは考えておりません。健康の館は、町民の心身の健康づくり・体力づくりのための施設であると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、1番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） 答弁ありがとうございます。よく具体的に言っていて、よく理解できたと思います。施設設備の改善の予定はないということなんですけれども、今はないとして、今後どのようにすれば、もっとより良くなるのかということ为例え、スポーツを楽しんでいる町民

の皆さんと一緒に考えていくことはできると思うんです。今、はっきり、もうその施設改修、多額な予算が掛かるので、それはできないっていうことなんですけれども、今後、よりスポーツをどのようにしたら楽しんでいけるのかっていうのは、町民と一緒に模索することは、できるのではないのでしょうか。なので、町民と一緒に考えていくっていうことは、していただけるっていうことで、よろしかったんですかね。もう一度、再質問したいと思います。再答弁をお願いします。

○議長（犬伏博昭君） 井内教育次長。

[教育委員会次長（井内幸美君）登壇]

○教育委員会次長（井内幸美君） 1番三原大輔議員さんの再問に答弁をさせていただきます。

スポーツの公式試合に対応するには、今の体育館では不十分です。直射日光を遮る問題だけでなく、施設全体の改修が必要となってきます。施設改修には多額の費用が必要となることから、検討することは、先ほど申しましたが、考えてはおりません。町民の心身の健康づくり・体力づくりのための施設であると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、1番三原大輔議員さんの再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） 今後も、町民と一緒にどのように施設を維持していくのか。今後、どのように変えていくのかっていうのは、是非、スポーツを楽しんでる皆様と一緒に考えていていただければ有り難いと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

続いての質問に移ります。三つ目。「道の駅いたの併設の水素ステーションについて」お聞きしていきます。板野町が今、力を入れている道の駅いたのは、地域の交流・防災拠点として大規模な災害が発災した際には、平常時の地域活性化へ寄与する機能から、スムーズに災害時の防災拠点機能として活用可能となるシームレスな道の駅として機能促進を図っています。そこでは、エネルギー供給拠点としての機能として、また、未来志向型の道の駅という観点から、カーボンニュートラルを目的に移動式水素ステーションが併設されています。この水素ステーションは、水素エネルギーで走る車に水素を充填するための設備で、今のところ、それ以外の用途で水素エネルギーを使うことはできません。かなり制約が厳しい施設となっております。この水素ステーションの令和4年度の実績、利用回数は、令和4年4月から令和5年1月の10か月間で31回とのことです。平均すると月3回、利用客があったということになります。この水素ステーションの運営には、多額の町民税が使われているため、もっと有効に活用すべく検討した方がいいと思われま

す。令和5年2月の徳島県議会県土整備委員会で、県会議員の扶川さんが「水素エネルギー推進は、徳島県知事の中立ちで、板野町が東亜合成株式会社と協定を結んで水素ステーションを設置したものである。当然、県にも運営に協力する責任があるので、したがって、県は水素燃料バスを増やす計画を立てているが、その場合は水素燃料バスを当然、板野町方面に導入すべき。」と発言しております。そこで、板野町としても、本格的に徳島県に対して、水素ステーション有効活用の協力の

打診を行うべきではないかと思うところでありますので、質問していきたいと思えます。

まず、一つ目です。水素ステーションの運営について、徳島県は今まで何らかの形で板野町と東亜合成株式会社に協力してくれたことはありますでしょうか。答弁よろしくお願ひします。

○議長（犬伏博昭君） 毛登山建設課長。

[建設課長（毛登山 悦雄君）登壇]

○建設課長（毛登山 悦雄君） 1番三原大輔議員さんの「道の駅いたの併設の水素ステーションの有効活用について」の1点目の御質問について答弁をさせていただきます。

道の駅いたの水素ステーションについては、脱炭素社会の実現に向けた取組の一環として、本町における水素エネルギー普及を図る目的で板野町と東亜合成株式会社が相互に協力し、本件施設を設置し、令和3年11月より仮営業、翌年の令和4年4月より本営業を開始しております。

水素ステーションの運営については、板野町と東亜合成株式会社の覚書によりまして、相互に協力し運営することとなっておりますので、徳島県からの水素ステーションへの運営についての直接的な協力はなく、イベント時のPR活動等の間接的なサポートのみとなっておりますが、御承知のとおり、道の駅いたのへの水素ステーション設置につきましては、徳島県の協力があり実現したものととなっております。

以上で、1番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） 徳島県の協力は、間接などのサポートのみで、直接的な協力は無いということですね。運営は東亜合成株式会社と板野町だけで、徳島県は、ほぼ関係ないという、ちょっと冷たいスタンスに感じます。

では、続いての質問に移ります。今日、最後の質問ですが、これまで私は何度も質問させていただきましたが、徳島県内の徳島バス株式会社の運営路線を考えると、やはり水素エネルギー供給拠点がある道の駅いたの経路で水素燃料バスを走らせるべきと考えておりますが、町としては水素燃料バスが板野町内を走るメリットをどのように捉えていますか。御答弁よろしくお願ひします。

○議長（犬伏博昭君） 高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 1番三原大輔議員さんの「道の駅いたの併設の水素ステーションの有効活用について」の2点目の御質問に答弁をさせていただきます。

令和3年第4回の一般質問におきまして、三原議員さんから水素バスの乗り入れについて御質問を頂き、企画管理部から「現状は、すぐには難しい。今後、台数が増えれば検討したい。」と、前向きな回答を頂いた旨をお伝えさせていただいたところでございます。

徳島バスさんが運行する水素バスは窓が大きく、車椅子やベビーカーでも楽に乗降でき、二酸化炭素や排ガスを出さないクリーンエネルギーで、大規模な災害時には「走る発電所」として電源供

給の役割を兼ね備えていると聞いております。

御質問の「走るメリット」として、このような水素バスが板野町内を走行することで、住民の皆様が水素バスに興味を持ち、二酸化炭素や環境負荷物質を排出しない環境への取組また町内に限らず、クリーンエネルギーの宣伝やアピールにつながるのではないかと考えております。

以上で、1番三原大輔議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 三原大輔議員。

[1番（三原大輔君）登壇]

○1番（三原大輔君） 答弁ありがとうございます。私は、水素バスが走るっていうことは、カーボンニュートラルや脱炭素社会のためのアピールというだけではなく、新しく出来た未来志向型道の駅の周辺をこれまた、最新式の水素燃料電池バスが走ってる光景、その光景を思い浮かべただけでも何か夢が広がると思いませんか。コロナや物価高騰や不景気なニュースばかり流れていますが、ちょっとでも町民の心が浮き立つような道の駅もバスも格好良いで。子どもの頃、読んだ本の中の世界が現実になったわ。というような心踊ることがあってもいいんじゃないかと思ってます。だから、強い気持ちで水素バスが板野町を走ってくれることを待ち望んでいます。

私は、何度も何度も言いますが、今後もずっと徳島県には要望を出し続けてほしいと願ってます。水素バスが好きだ、なんという発言で締めくくってしまいましたが、今日は、これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（犬伏博昭君） 以上で、1番三原大輔議員の一般質問は終わりました。

小休します。

午前10時37分 小休（消毒作業）

~~~~~

午前10時38分 再開

○議長（犬伏博昭君） 小休前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 引き続き、一般質問を行います。11番石田 実議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） それでは、私の一般質問をさせていただきます。まず1点目は「国営総合農地防災事業について」でございます。この農地防災事業は、徳島市を含む3市・板野郡5町が含まれております。総事業費は1,626億円、面積も5,218haと広大な規模となっております。こうした事業も最終段階に入りまして今、各自宅に「国営事業の水資源機構への事業継承に関する同意のお願い」というのが送られております。その内容を見てみますと、農業用水の水質改善のため、中四国農政局によって平成3年度から30年掛けて、取水口や管水路など水利施設を整備、そして今後、維持管理のため、独立行政法人「水資源機構」が幹線施設や取水管理を行い、農業用水の利水の調整や水路の分水管理については、吉野川下流域土地改良区が行うというものです。

そして、水資源機構に事業を継続することで、施設管理、管理費、吉野川土地改良区の賦課金は、これまで説明があった一反当たり1,400円で当面維持できる見込みとしております。これだけを読むと、早く住民から同意を取って、不良箇所、水資源や土地改良区に引き渡そうと、こうしております。

しかし、幹線経路の不良箇所も多々あるものと考えられます。一つに、古城地区の幹線の一部に水漏れをしている所があります。これを放置して移管したとなれば、大きな問題が起こります。そこで、質問になるわけではありますが、町内にある幹線施設の不良施設の点検が必要と思いますが、どうでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（犬伏博昭君） 末岡産業課長。

[産業課長（末岡稔久君）登壇]

○産業課長（末岡稔久君） 11番石田 実議員さんの御質問の「国営農地防災事業について」の御質問に答弁をさせていただきます。

国営吉野川下流域農地防災事業につきましては、農業用水の水質改善を図り、用排水施設の機能回復により災害を未然に防止することで、農産物の生産性の向上及び農業経営の安定を図ることを目的に、平成3年度より国において実施されている事業となります。

なお、本事業につきましては、令和7年度に完成を迎える計画となっておりますが、令和6年3月に国から水資源機構への事業承継が予定されており、事業承継以降は、水資源機構において建設事業と管理事業を行うこととなります。このような中、板野町としましても、水資源機構への事業承継前に、不良箇所の点検については、御質問を頂く以前より既に国へ要望をしております。

また、これまでに町内で漏水などが確認された箇所につきましても、国に要望し、補修を行っていただいております。

以上で、11番石田 実議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 石田 実議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） 私が言う前に、先にそういう場合には要望もしとるというふうなことで。点検も十分しているというふうに推察もします。もし、施設のやはり不備が後で発覚した場合、水資源機構や土地改良区、ひいては各農家にも負担が掛かってまいりますので十分、調査していただきたいというふうに思います。

次に移ります。次に「保育園での紙おむつについて」であります。その1点目は「保育園で紙おむつを無料で支給してはどうか。」と、こういう質問でございます。

令和2年に作成された第2期板野町子ども子育て支援計画の中で、幼児教育・保育の無償化の方で子どもを安心して産み育てるため、子育て家庭の経済的支援を図ることが重要として、平成28年から幼稚園の授業料無償化また保育園保育料無償化を実施しております。令和元年からは、町立の幼稚園の給食費・保育園の給食費についても無償化ということで、他町と比べても子育てに対す

る取組は、保護者の皆さんには大変喜ばれていると思います。私は、これらの取組に加えて、もう2点ぐらい行っていただきたいというふうに思いまして、提案をするわけであります。

現在の保育園の定数は240人となっております。そこに通園する0歳児から3歳児に対してですが、特に0歳児は、おむつも頻繁に取り替えなければならないといわれております。そこで、1点目は「保護者の経済的負担の軽減のためにも、保育園で紙おむつを無料支給してはどうか。」と、こういう提案であります。このことについて、どうでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（犬伏博昭君） 山田住民課長。

[住民課長（山田裕子君）登壇]

○住民課長（山田裕子君） 11番石田 実議員さんの御質問の「保育園の紙おむつについて」の1点目の御質問に答弁をさせていただきます。

板野町では、子育て支援策の一環として、平成28年10月、県内初の施策として、保育園の保育料を第1子から無料、また、副食費を含む給食費につきましても、令和元年10月から無料とし、保育園の完全無償化を実施させていただいております。また、令和5年1月からは、出生祝い金として10万円を給付するなど、様々な子育て支援策を講じているところでございます。

紙おむつにつきましては、各種メーカーがあり、使用する紙おむつの種類が様々で、園児の体質等によりましても使用の可・不可がございます。園で統一した種類の紙おむつを園児全てに使用する取扱いは困難であると思われまますので、引き続き、保護者の持参でお願いしたいと考えております。以上で、11番石田議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 石田 実議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） ありがとうございます。それぞれ園児によって、おむつも違うというふうなこともありました。祝い金としても10万円の支給もあるというふうなこともありました。

私、もう一つそこでできないというふうなことであれば、一つまた提案があるわけなんです。保育園での支給は難しいというふうなことであったんですが、生後、明石市が今、取り組んでおります、生後3か月から1歳までの誕生日まで、見守り訪問を兼ねた、おむつ定期便というのを毎月3,000円相当の紙おむつを届けているそうであります。

また、長野県の伊那市では、0歳児に対し乳児おむつ用品購入券を支給しております。助成額は2万1,000円、1枚1,000円券を24枚ということであるようであります。こういった事例もありますので、私もクーポン券みたいなので、おむつそれぞれお子さんによって、乳幼児さんによって、いろいろ違うというふうなことであれば、こういうクーポン券みたいなものを渡して各保護者の方で購入してもらおう、こういう方法もあるんじゃないかなというふうにも思います。そういう意味で、こういったことについて、検討できるかどうか、お願いをしたいと思います。

○議長（犬伏博昭君） 玉井町長。

[町長（玉井孝治君）登壇]

○町長（玉井孝治君） 11番石田 実議員さんの再問に答弁させていただきたいと思います。

今、石田 実議員さんから通告を頂いておるのは「保育園で紙おむつを支給してはどうか。」ということでございます。ですから、お金をあるいは、給付するという事は通告を頂いておりませんので、それについては、答弁は控えさせていただきたいと思います。

以上で、11番石田 実議員さんのこの質問に対する、再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 石田 実議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） 確かに、この部分については通告はしておりませんが、内容的には紙おむつの支給に関する事ですので、通告してないというふうなことで、答弁ができないということではないというふうに思いますが、また、そういったこともあるということで検討していただきたいと思います。

次に、2点目は「保護者が紙おむつを持ち帰っておりますが、保育園で処理をしてはどうか。」ということであります。御承知のとおり、保育士は紙おむつを保護者から預かり、それを必要とされた時に保育士さんは園児に対し、取替えをするわけであります。そして、園が終了する時に保護者にその使用済みおむつを袋に入れて持ち帰ってもらうということになっております。0歳児などは1日何枚も数が多くなります。それを間違わないように袋に入れることにもなります。これらを考える時、もし、園で処理をしていただければ、保護者にとって、保育士にとっても負担軽減になるのではないかと思います。

よって、今、「保護者が持ち帰っている使用済みおむつを保育園で処理はしてはどうか。」と、こういう質問であります。この点について、御質問いたします。

○議長（犬伏博昭君） 山田住民課長。

[住民課長（山田裕子君）登壇]

○住民課長（山田裕子君） 11番石田 実議員さんの御質問の「保育園の紙おむつについて」の2点目の御質問に答弁をさせていただきます。

保育園での使用済み紙おむつの処理に関しましては、令和5年1月に厚生労働省などから「保育所等において使用済みおむつの処分を行うことを推奨する。」との事務連絡がありましたが、板野保育園では昨年度、一部の保護者から紙おむつの保育園での処理について、御意見を頂き、保護者の皆様へアンケート調査を行いました。処理費用を保護者が負担するという前提でのアンケートの結果、園での処分を希望する方よりも、持ち帰りを希望するの方が多数を占めたため、現在、紙おむつにつきましては、保護者が持ち帰ることとさせていただいております。

今後につきましても、引き続き、紙おむつの処理等につきましては、保護者の方でお願いしたいと考えております。

以上で、11番石田 実議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 石田 実議員。

[ 1 1 番（石田 実君）登壇 ]

○ 1 1 番（石田 実君） アンケート採って保護者の方と十分、話し合いをして今現在、持ち帰っていただいているというふうなことであります。先ほども、その答弁の中でお話があったんですが、厚生労働省の少子化総合対策室が保育所における使用済みおむつ処分について、令和5年1月23日付けで出しております。

先ほども、お話があったんで、どうして、総務省が推奨するかというふうなところで、少しちょっと、その文書の内容、報告したいと思います。使用済みおむつを持ち帰りがなくなることは保護者にとっても大きな負担軽減になるとともに、保育士さんや保育教諭にとっても使用済みのおむつを子どもごとに振り分ける業務がなくなることで負担軽減につながるというふうなことで、そういった紙おむつの処分を保育園で行うということに推奨しておるわけです。その際、保育所において、保管スペースの確保や衛生面の管理が課題となる場合、「保育環境改善事業」（感染症対策のための改修整備事業）があります。使用済みおむつの保管用ごみ箱購入等に補助を行うことが可能であるため、積極的に御活用いただきたい、とこういう文書であります。そういったことも国の方でも言って、補助を出すというふうなことでもありますので、今後、アンケートに基づいて保護者の皆さんと相談しとるわけで、すぐということではありませんが今後、こういったことも踏まえて、よく保護者・保育園等々でよく検討していただきたいと思います。

それでは、次に移ります。「板野町の歴史について」の1点目。「古文書の収集について」であります。以前にも「古文書は、貴重な資料として収集してはどうか。」という質問をいたしました。その時の答弁は「板野町指定文化財保護条例には古文書の指定はない。だから、現状把握できていない。今後、貴重な古文書の保存のため、文化財保護審議委員会に諮問したい。」旨の話がありました。その後、どのようになっているのかお聞きしたい。

古文書は、昔の出来事をつぶさにその時々の様子を書いたものから、歴史に関係するものまで多彩であると思われれます。しかし、時代とともにその文書自体が腐食も進んでいると思いますし、廃棄寸前かもわかりません。やはり、板野町の歴史を知る上で、また、文書の内容によっては、町おこしのきっかけになるかもわかりません。そのためにも、古文書の収集は待ったなしとなっております。先ほども言いましたが、古文書の収集について、どうなっているのかお聞きをしたい。答弁をお願いします。

○議長（犬伏博昭君） 井内教育次長。

[ 教育委員会次長（井内幸美君）登壇 ]

○教育委員会次長（井内幸美君） 1 1 番石田 実議員さんの御質問の「板野町の歴史資料について」の1点目の御質問に答弁をさせていただきます。

古文書の収集については、2年前にも御質問があり「文化財保護審議委員会に諮問してまいりたい。」との答弁をさせていただきました。その後、非公式ではありますが「古文書の収集には専門職が必要であり、古文書の発掘は難しい。」と石田議員さんには回答させていただいていると、前任者よ

り聞いております。

古文書は、板野町の歴史を知るためにも貴重であると思われまので、再度、文化財保護審議会に諮問してまいりたいと考えております。

以上で、11番石田 実議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 石田 実議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） はい。再度というふうなことでありますが、やはり、積極的に取り組んでいただきたいと思ひます。文化財保護法がござひます。第1条、目的で「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資する。」

第2条で「文化財とは、建造物、絵画、彫刻、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及び、その他の学術上価値の高い歴史資料。」となっております。

そして、第3条で、地方公共団体の任務として、「文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到に注意をもつてこの法律の趣旨に努めなければならない。」と、このようになっております。

ですから、そういう意味で積極的にやっていただきたいと思ひますので、保存も含めて、あるいは先ほども、なかなかそういう読み解く人がおらないような話をされておりましたけれど、やはりそういった人も、研修も含め、あるいは、また、人を雇用するということも含まれようかと思ひますので、是非、積極的に取り組んでいただきたいと思ひます。

それでは、次に移ります。「板野町史の続編を作成してはどうか。」ということです。板野町史の初版は1972年頃に町史として発行されておひます。それからすると半世紀、50年がたつておひます。ですから、今からでも調査して、この50年の空白を埋める必要があるのでは、というふうにおひます。なぜなら、記憶とかで伝え、継承するというのはできません。やはり、文書にして次世代に継承する必要があります。

先日、引田町史を見ていましたら、編集後記の中で、<sup>さん</sup>編集委員長を務めた方が町の歴史を知り、また、それを後世に伝え残すため、多数の方々から御賛同・御協力いただいて、途中、誰もが「もう10年早ければ、年配の方々からも、もっといろいろ聞き出せたのに。」という声を聞いたとおひます。歴史は進んでいくわけですから、その時々<sup>さん</sup>の写真や文書、保管していても、20年、30年すれば紛失や焼却もされます。町史という、やっぱり1,000ページ、2,000ページを超えるような大作になるわけでありまますから、何年も掛かるわけでありまます。ですから、取り掛かるのは早いほど良いのではないかと思ひます。是非、町史作成に取り組んでいただきたいと思ひますが、どうでしょうか。答弁お願ひします。

○議長（犬伏博昭君） 井内教育次長。

[教育委員会次長（井内幸美君）登壇]

○教育委員会次長（井内幸美君） 11番石田 実議員さんの御質問の「板野町の歴史資料について」の2点目の質問に答弁をさせていただきます。

今現在、板野町には昭和47年に発行された町史がございます。その後、続編は発行されておられません。町史は、地域の歴史や文化を資産として継承していき、また、活用していくことで、まちづくりに寄与できると考えております。

また、地域の歴史や文化について理解を深めることで、板野町民の郷土愛を育むことができると思います。町史編纂<sup>さん</sup>には、調査や資料収集・整理・保存また情報管理や作成など、かなりの時間と費用が必要となってきますので、板野町史の続編作成については、今後の検討課題としてまいりたいと思います。以上で、11番石田 実議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 石田 実議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） はい、ありがとうございます。もちろん、時間・費用ものすごい掛かります。で、検討するということですから、それ以上は言いませんが、やはり、今から計画などをしなければ、やはり、時間がたつにつれて、なかなか歴史を調べていくというのが途切れる場合もございますので、できるだけ早く取り掛かれるようお願いをしたいというふうに言ひまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（犬伏博昭君） 以上で、11番石田 実議員の一般質問は終わりました。

ここで、10分休憩します。

午前11時02分 休憩（消毒作業）

~~~~~

午前11時12分 再開

○議長（犬伏博昭君） 引き続き、一般質問を行います。8番天羽生美議員。

[8番（天羽生美君）登壇]

○8番（天羽生美君） おはようございます。それでは、私、天羽生美の一般質問をさせていただきます。最初に、「板野町の非正規労働者である会計年度任用職員について」質問いたします。

今、日本は予想以上に人口が減ってきております。徳島新聞によりますと2022年に生まれた赤ちゃんの数は、前年比で5.1%減の79万9,000人となり、統計開始以来、初めて80万人割れとなりました。

徳島県でも出生数が4,373人で7年連続の減少です。また2017年の統計推計では80万人割れは2033年と予想しておりましたが、10年早いペースで少子化が進んでいることとなります。こういう現象がなぜ起きているかということですが、生まれてくる子どもが少ないのと、結婚しない人が多い。結婚しても年齢的に遅くなる。この二つの事柄の間に強い相関関係があるといわれております。未婚化・晩婚化の原因といたしまして、非正規労働や賃金が低賃金が主なもの

と挙げられております。

総務省の調査によりますと30歳から34歳の男性のうちで配偶者がいるのは、正規労働の方が59%、非正規雇用で22.3%となっております。また、非正規労働者と正規労働者の賃金の格差についてでございますが、非正規労働者の賃金は20代の後半で正規労働者の8割、30代の後半では65%という統計もございます。行政をされている立場の皆さんは、よく御存じのとおりです。日本の人口が急激に減るということは、日本社会から活力が失われていくことを意味します。

玉井町長さんは、板野町がそうならないように、幼児教育無償化や幼稚園・保育所の無料化など、日本一の子育て支援のまちづくりを銘打って推進してこられました。しかし、このような努力が非正規労働など低賃金、賃金が上がらない仕組みによって、打ち消されているのではないかと思います。そこで、これを打ち破る改革をやってもらいたいわけですが、板野町の役場で非正規労働者である会計年度任用職員を減らして、正規労働者を増やすような改革はできますか。という質問です。

今回の定例議会には「会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書」という陳情も出ておりますが、その中には「雇用の不安定さに強い不安を感じる。」とか、また「公務の職場を地元の若者の未来を支える職場にしてください。」との意見も述べられております。是非、前向きの答弁をお願いいたします。また、非正規労働者を減らすような気運を地方行政の側からも是非、作り出してもらえないかと考え質問いたしますので、玉井町長さんの御答弁をお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 玉井町長。

[町長（玉井孝治君）登壇]

○町長（玉井孝治君） 8番天羽生美議員さんの1点目で「非正規労働者である会計年度任用職員について」そして、これにつきましては「会計年度を減らして正規職員を増やす改革ができないか。また、そういう気運を地方行政側から作り出せないか。」という、そういった質問でございます。8番天羽生美議員さんの答弁にさしていただきたいと思っております。

会計年度任用職員については、御家庭の事情や、御自分のライフスタイルに合わせた時間帯での勤務をいただいております、子育て世代の職員においても大変働きやすい職場となっており、休暇についても安心してお子様の行事に携わることができるよう、職場全体で取組を行っているところでもございます。

正規職員を増やす改革ということでございますが、定数条例、それと定員適正化管理計画とか、そういった国からの指導もあるわけでございます。それについて、適正に運用を今現在しており、現在のところ定数を増やす予定はございません。

先ほども申し上げましたように、本町の会計年度任用職員制度としては、休暇制度においても、安心して子どもを生き育てられる環境にあると考えているところでもございます。会計年度任用職員制度につきましては、国の方針で法改正が進められようとしておりますが、国の動向を注視しながら、これから進めていきたいと思っております。

ただし、ここで言えるのは、国は働き方改革ということは、条例はできるんですけども、それ

に伴う財源が伴わないわけなんです。ですから、そういったことは私たち住民の皆様の血税で賄いをするということも、お含み置きをいただきたいと思いますのでございます。そして、正規職員と会計年度任用職員、特に、保育士の先生につきましては、フルタイムということでございますので、このフルタイムの方につきましては、給料もそして、休暇も当然、正規職員並み、また、フルタイムの先生については、退職金も発生するというところで、今年度からそういう取組をさせていただいておりますので、余り変わりはないんでなかろうかと思っておりますので、その点、御理解を賜りたいと思っております。

以上で、8番天羽生美議員さんの、この質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 天羽生美議員。

[8番（天羽生美君）登壇]

○8番（天羽生美君） この問題につきましては、町長さんも板野町のことは、真剣に考えておられまして努力されておると思っていますので、現状を大きく変えるということは難しいのではないかと思います。思いながら質問をした次第でございます。それと私自身、会計年度任用職員のイメージが十分でなくて、次に、二つほど質問をさせていただきますが、具体的なイメージがその時にわかるんじゃないかと思っております。

それでは、二つ目の質問ですが、会計年度任用職員の待遇のイメージとして私が今、申しましたように、契約社員のようなイメージで捉えておりましたが、今回、議案で給料表が提示されておられて、正職員との釣合いということもいわれております。しかし、まだよくわかりませんので、質問をするわけです。

~~~~~

12番（吉岡輝昭君）入席（午前11時21分）

~~~~~

議案の会計年度任用職員の行政給料表によりますと1級と2級がありまして、それぞれに1号から60号までのランクがあります。この表の最高は2級の60号であります。給料は27万7,000円となっております。会計年度任用職員が年ごとに任用を重ねて長年勤めた場合、この給料表で、最高の2級60号の給料に到達できるんでしょうか。このことについて質問いたしますので、御答弁をお願いいたします。

○議長（犬伏博昭君） 高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 8番天羽生美議員さんの御質問の「非正規労働者である会計年度任用職員について」の2点目の御質問に答弁をさせていただきます。

会計年度任用職員の給与・報酬につきましては、板野町会計年度任用職員の給与に関する条例・規則によりまして、任命権者が決定することとなっております。御質問の年ごとに任用を重ねた場合についてでございますが、規則では経験年数を加算できる号数は5を超えることはできないとな

っておりますが、任命権者が特別に認める場合については、この限りではないとしておりまして、特殊な経験等を有する者につきましては、給料表の2級60号に到達する場合も考えられます。

以上で、8番天羽生美議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 天羽生美議員。

[8番（天羽生美君）登壇]

○8番（天羽生美君） 「経験年数では5を超えて加算されることはない。しかし、特殊な能力があつて任用を重ねた場合は可能性がないことはない。」という答弁でございます。可能性があるから書いてあるんだと思うんですが、通常の平均的な方の場合、この給料表のどのくらいまで到達できると考えたらよろしいでしょうか。御答弁いただけるのであれば、お願いいたします。

○議長（犬伏博昭君） 高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 8番天羽生美議員さんの再問に答弁をさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、会計年度任用職員の方の給与・報酬につきましては、給与に関する条例・規則によりまして運用をさせていただいております。

会計年度任用職員でお勤めをいただく場合にですね、基準の職種がいろいろございます。一般事務でありますとか、保育士・幼稚園教諭また清掃作業に関わっていただく方・技術員の方、いろいろございます。その方たちの職種に応じて、給料表の設置といたしますか、置くところを決めておりますので、一概に金額をお示しすることはできませんので、御理解を賜りたいと思います。

以上で、8番天羽生美議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 天羽生美議員。

[8番（天羽生美君）登壇]

○8番（天羽生美君） 答弁できないということでございますので、次に行きます。

3番目の質問ですが、更に「会計年度任用職員の待遇と正職員の待遇差について」質問をさせていただきます。

板野町へ同時に就職をして、一方の方は正職員として勤め、他方の方は会計年度任用職員として、同じように10年間勤務した場合の両者の年収差はどのくらいにあると思われませんか。御答弁お願いいたします。

○議長（犬伏博昭君） 高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 8番天羽生美議員さんの御質問の「非正規労働者である会計年度任用職員について」の3点目の御質問に答弁をさせていただきます。

初めに10年間勤めた場合の年収の差ということで御質問頂いておりますが、年収の差ではなく10年間勤めた場合の収入の差として捉えさせていただき、答弁をさせていただきます。

まず、競争試験によりますことを原則とする任期の定めのない常勤職員と任期の定めのある会計

年度任用職員では、一概に比較できない部分もございますが、仮に高卒で一般事務として採用された場合、正規職員で2,950万円、会計年度任用職員のパート職員になりますが2,200万円、その差は750万円となります。

以上で、8番天羽生美議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 天羽生美議員。

[8番（天羽生美君）登壇]

○8番（天羽生美君） ただいまの答弁を頂きまして、私が思っていたほどの年収差はないな、という感じでございます。ということで、次の質問に移ります。

中央広域環境施設組合の燃やせるごみに混じっている生ごみの比率は、令和3年度が16.66%、令和4年が19.11%であり、徳島新聞に掲載された徳島市の生ごみ混入率7.9%と比べて比率が大きく、生ごみ処理機をもっと積極的に普及すべきでないかと思えます。また、佐那河内村で採用されている生ごみ処理器「キエーロ」は、値段的にも1,000円と安く住民に提供されており、8年間で140世帯に普及されております。

板野町では、生ごみ処理機の普及を始めて22年が経過しておりますが、160世帯の普及と聞いております。質問通告には書いておりませんが「キエーロ」というのは、生ごみ処理容器の名称でなく、一種の処理の仕組みの名称のようなもので、佐那河内村ではシルバー人材センターで本処理容器を製作しているようです。

佐那河内村の産業環境課では「維持管理が楽で土に埋めるので悪臭も防げ、住民が手軽に生ごみの減量に取り組める。」と言っております。板野町でも検討してはいかがでしょうか。という質問でございますので、御答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（犬伏博昭君） 富平環境生活課長。

[環境生活課長（富平敬二君）登壇]

○環境生活課長（富平敬治君） 8番天羽生美議員さんの御質問の「燃やせるごみの中に混ぜて出されている生ごみの処理について」の1点目の御質問に対して答弁させていただきます。

先日、天羽議員さんに産業建設常任委員協議会で、中央広域環境センターで処理される可燃ごみの中の生ごみの比率は、令和3年度16.66%と申し上げましたが、御質問で頂きました小松島市の生ごみの比率が7.9%というのは、水分を取り除いた状態での数値と思われれます。同条件であれば令和3年度で6.1%となり、可燃ごみの中の生ごみの比率が高い方ではありません。

板野町では、生ごみをごみとして出す場合、ごみの減量のため水分をよく切ってから出してくださいよう、ごみカレンダーやホームページなどで周知しております。また、生ごみ処理機の購入に当たって、野外設置式では、板野郡農協JAグリーンアグリで購入していただいたものについて本体価格の半額を、電気式に関しては2万円を限度に購入金額の半額を助成しており、ホームページや広報紙等で周知しております。

佐那河内村が採用しております生ごみ処理容器は、木製の容器に黒土を入れて黒土の中に含まれ

るバクテリアの力を利用して生ごみを分解し、消滅させる処理器がありまして、佐那河内村が平成28年度より村民に向けて販売しており、その他県内市町村では、処理容器購入に対して助成金や住民に対してモニター実証をしている所があります。

板野町でも、近隣の市町村の情報を参考にしながら、少しでもごみの減量化につなげてまいります。以上で、8番天羽生美議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（犬伏博昭君） 天羽生美議員。

[8番（天羽生美君）登壇]

○8番（天羽生美君） 生ごみの減量化のために、少しでも努力をしたいということでございます。

生ごみ処理器につきましては、佐那河内村の処理器は1,000円で安く住民に提供されております。また、処理機の普及状況ですが、板野町は22年普及しておるが160世帯の普及。

佐那河内村では、8年間で140世帯に普及されているということで、普及率では佐那河内村の方が上回っております。こういう状況も参考にさせていただいて、今後、生ごみの比率の混入を少なくするという事は、地球温暖化対策にも貢献をいたしますし、板野町のごみの負担金も減るわけでございますので、是非、御努力をいただきたいと思っております。

これをもちまして私の質問、終わります。ありがとうございました。

○議長（犬伏博昭君） 以上で、8番天羽生美議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） これで、一般質問通告者の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。ここで、お諮りします。

この際、会議の都合により会期日程を変更し、本日の日程14日、一般質問を日程14日、一般質問・議案審議に、更に日程15日、一般質問・議案審議を日程15日、議案審議に変更したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、会期日程を変更し、本日の日程14日、一般質問を日程14日、一般質問・議案審議に、日程15日、一般質問・議案審議を日程15日、議案審議に変更することに決定しました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） ここで、日程変更に伴います、議事日程表を配付しますので、少々お待ちください。

（事務局、議事日程表を配付する）

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） ただいまから議案審議を行います。

日程第2、議案第1号、板野町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 議案第1号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、板野町個人情報保護法施行条例の制定について。

板野町個人情報保護法施行条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

これまで、個人情報の保護につきましては、国の行政機関・独立行政法人・地方公共団体等が別々の法律によって取扱いをしており、板野町独自の条例運用により個人情報の保護を行ってまいりましたが、個人情報保護法の改正により制度が一元化され、全国統一の共通ルールでの運用が開始されるため、現行の板野町個人情報保護条例を廃止し、上位法による運用が可能となるよう、施行条例の制定をお願いするものでございます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第1号の採決をします。

お諮りします。議案第1号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第3、議案第2号、板野町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 議案第2号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書の4ページをお願いします。

議案第2号、板野町個人情報保護審査会条例の制定について。

板野町個人情報保護審査会条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出でございます。以下、本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

板野町個人情報審査会の設置につきましては、現行の板野町個人情報保護条例に規定がされておりましたが、議案第1号により、現行条例が廃止となることを踏まえまして、新たに審査会条例の制定をお願いするものでございます。

なお、条例の制定は新たになりますが、現在お願いをしております委員様につきましては、経過

措置により新条例の委員に任命されたものとみなされることとなっております。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第2号の採決をします。

お諮りします。議案第2号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第4、議案第3号、板野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 議案第3号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書9ページをお願いします。

議案第3号、板野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

板野町議会の個人情報の保護に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

議案第1号同様、個人情報保護制度が一元化され、全国統ルールでの運用となる中で、議会につきましては、法の適用外であるため、独自の個人情報保護制度を制定する必要性があり、議会が保有する個人情報の開示等につきまして、本条例の制定をお願いするものでございます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第3号を採決します。

お諮りします。議案第3号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第5、議案第4号、板野町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。説明を求めます。三木税務課長。

[税務課長（三木正文君）登壇]

○税務課長（三木正文君） 議案第4号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

引き続き、議案書の30ページをお願いいたします。

議案第4号、板野町国民健康保険税条例の一部改正について。

板野町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正する。

令和5年3月6日提出でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

本条例改正は、資産割課税の税率につきまして、令和2年度より令和5年度に掛けて段階的に縮小することに伴う一部改正をお願いするものでございます。なお、令和6年度に資産割課税は廃止となる予定でございます。

以上で、議案第4号の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認をいただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第4号を採決します。

お諮りします。議案第4号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第6、議案第5号、板野町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。説明を求めます。山田住民課長。

[住民課長（山田裕子君）登壇]

○住民課長（山田裕子君） 議案第5号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

議案書の32ページをお願いいたします。

議案第5号、板野町国民健康保険条例の一部改正について。

板野町国民健康保険条例の一部を次のとおり改正する。

令和5年3月6日提出でございます。条例本文については、お目通しをお願いいたします。

国民健康保険の出産育児一時金は、平成21年から42万円となっておりますが、令和4年度の内訳といたしましては、分娩費が40万8,000円、産科補償制度の掛金が1万2,000円となっております。令和5年4月の健康保険法施行令の一部改正に伴い、町条例につきましても、出産育児一時金を8万円増額し、産科補償制度分1万2,000円と合わせまして50万円とする

条例改正でございます。

以上で、議案第5号の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第5号を採決します。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第7、議案第6号、定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の一部改正についてを議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 議案第6号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書の33ページをお願いします。

議案第6号、定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の一部改正について。定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和5年3月6日提出でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

令和5年4月からの定年年齢の引上げに伴い、現在の60歳定年年齢から65歳に改正をされたことを踏まえまして、早期退職者の募集の対象となる年齢について、定年年齢から減じる年を15年から20年に改正をお願いするものでございます。

ただし、経過措置によりまして、当分の間、減じる年を15年とし、定年年齢を60歳として取り扱うものでございます。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第6号を採決します。

お諮りします。議案第6号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第8、議案第7号、板野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 議案第7号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。議案書の35ページをお願いします。

議案第7号、板野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

板野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和5年3月6日提出でございます。本文につきましては、お目通しをお願いします。

一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、人事院勧告に基づき正規職員の給料表の改正を昨年12月議会でお認めを頂いたところでございますが、正規職員との均衡を図るため、会計年度任用職員についても一部改正をお願いするものでございます。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第7号を採決します。

お諮りします。議案第7号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） ここで、休憩とします。再開は、午後1時とします。

午前11時53分 休憩（消毒作業）

~~~~~

3番（大西正一君）退席（休憩中）

~~~~~

午後 1時00分 再開

○議長（犬伏博昭君） 休憩前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第9、議案第8号、令和4年度板野町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 議案第8号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

○4番（水口昭彦君） マイクがちょっと遠い。声が聞こえん。

○総務課長（高橋三恵君） はい、失礼しました。これでよろしいでしょうか。はい、失礼しました。補正予算書の1ページをお願いします。

議案第8号、令和4年度板野町一般会計補正予算（第7号）。

令和4年度板野町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,403万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億9,205万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和5年3月6日提出でございます。8ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正でございます。追加分として2款総務費、1項総務管理費、広域火葬場基本計画策定事業負担金ほか五つの事業につきまして合計5,263万5,000円をお願いしております。12ページをお願いします。歳入から説明をさせていただきます。

1款町税、1項町民税、2項固定資産税、3項軽自動車税において増額が見込まれるため1款の合計8,280万円の増額をお願いしております。

次の13ページ、3款利子割交付金から18ページの8款環境性能割交付金につきましては、県からの交付金見込額通知書に基づき、増減の補正をお願いしております。

19ページをお願いします。

10款地方交付税は、一般財源分として1億7,319万円の増額をお願いしております。

21ページをお願いします。

13款使用料及び手数料、1項使用料、3目商工使用料では、あせび温泉の施設修繕等に伴う休館により2,357万円の減額と5目教育使用料で、スポーツガーデン利用料の増に伴い、田園パーク使用料250万円の増額補正をお願いしております。

22ページをお願いします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金では、集団接種回数の減などによりワクチン接種事業費負担金として2,000万円の減額、14款同じく、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金補助金3,404万円、5目土木費国庫補助金で、耐震診断や耐震改修申請件数の確定により757万9,000円の減額をそれぞれお願いしております。25ページをお願いします。

17 款寄附金、1 項同じく、2 目指定寄附金、ふるさと納税寄附金の増額により 2, 216 万円の増額をお願いしております。

26 ページをお願いします。

18 款繰入金、1 項特別会計繰入金では、過年度債権収入増により住宅新築資金等貸付事業特別会計からの繰入金 923 万 6, 000 円の増額補正をお願いしております。

続いて、歳出の説明をさせていただきますが、各款での人件費に関する補正につきましては、職員手当や共済費の減額等によるものでございます。また、その他事業に関する減額につきましても、事業が完了したものやコロナ感染症の影響により中止となったものでございます。

29 ページをお願いします。

2 款総務費、1 項総務管理費では 6 目企画費、18 節負担金補助及び交付金で、石井町・神山町及び板野町で進めております、広域火葬場基本計画策定事業の本町負担分として 76 万 4, 000 円の増額をお願いしております。

なお、本事業に関しましては、引き続き、令和 5 年度への繰越しをお願いしております。

36 ページをお願いします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、5 目障害者福祉費、19 節扶助費では、障害福祉サービス費の増額見込みにより 621 万円をお願いしております。

37 ページをお願いします。

3 款、1 項同じく、6 目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費、18 節負担金補助及び交付金では、申請件数見込数の減により 3, 300 万円の減額をお願いしております。

38 ページをお願いします。

3 款同じく、2 項老人福祉費、2 目老人福祉施設費では、老人ホームの入所者減により 19 節扶助費 500 万 7, 000 円の減額を、3 目老人憩の家管理費、10 節需用費は、下庄憩の家の雨漏り修繕のため 220 万円の増額、12 節委託料及び 39 ページの 14 節工事請負費では、入札による請差により、それぞれ減額、17 節備品購入費では、下庄憩の家エアコン購入で 30 万円の増額をお願いしております。42 ページをお願いします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費では、集団接種回数の減により、主には 1 節報酬から 4 節共済費で看護師に係る人件費、12 節委託料で、ワクチン接種手技料に伴う委託料 2, 000 万円の減額をお願いしております。

44 ページをお願いします。

5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、18 節負担金補助及び交付金で、実績により 761 万 5, 000 円の減額をお願いしております。

次の 45 ページをお願いします。

5 款同じく、2 項林業費、1 目林業振興費、12 節の委託料では、イノシシ捕獲数の増により有害鳥獣駆除委託料 25 万円の増額をお願いしております。

46ページをお願いします。

6款商工費、2項観光費、2目観光温泉施設費では、コロナ感染症や機械の修繕に伴う休館により2目全体で321万円の減額をお願いしており、財源内訳におきましては、その他財源、あせび温泉の使用料の収入を減額し、一般財源を充当させていただいております。

49ページをお願いします。

7款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費、10節需用費で、高架水槽亀裂や漏水に伴う修繕料100万円の増額をお願いしております。

51ページをお願いします。

9款教育費、1項教育総務費から56ページの5項社会教育費では、それぞれの事業の完了見込みによる減額をお願いしております。また、51ページの2目事務局費、10節需用費では3小学校・中学校のトイレ修繕等で40万5,000円の増額をお願いしております。

52ページをお願いします。2項小学校費、4目西小学校管理費、17節備品購入費で、音楽室のエアコン購入、6目南小学校管理費では、プール修繕のため177万円の増額補正をお願いしております。

55ページをお願いします。5項社会教育費、6目ふれあいプラザ費、10節需用費で、駐車場外灯及び自動ドアの修繕のため93万8,000円の増額をお願いしております。

59ページをお願いします。

12款諸支出金では、2項基金費で、財政調整基金ほか五つの基金への積立金として3億5,079万2,000円の増額をそれぞれお願いしております。

60ページをお願いします。

13款予備費、1項1目同じでは2,072万2,000円の増額をお願いしております。

以上、歳入歳出2億2,403万4,000円の増額補正をお願いし、歳入歳出予算の総額を64億9,205万7,000円をお願いするものでございます。

以上で、議案第8号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第8号の採決をします。

お諮りします。議案第8号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第10、議案第9号、令和4年度板野町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）を議題とします。説明を求めます。山田住民課長。

[住民課長（山田裕子君）登壇]

○住民課長（山田裕子君） 議案第9号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

補正予算書の71ページをお願いいたします。

議案第9号、令和4年度板野町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）。

令和4年度板野町の特別会計国民健康保険補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に関係なく、歳入歳出予算を補正する。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月6日提出でございます。

78ページをお願いいたします。歳入より御説明申し上げます。

6款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金では1,416万7,000円の減額補正をお願いしております。普通交付金に係る減額でございます。

79ページをお願いいたします。

12款諸収入、4項雑入、5目一般被保険者等第三者納付金として1,416万7,000円の増額補正をお願いしております。第三者行為求償損害賠償金につきまして、当初の見込みより増加したため、増額補正をお願いしておりますが、県の普通交付金を減額して調整をするため6款の県支出金について減額補正をお願いするものでございます。

80ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では41万8,000円の増額補正をお願いしております。特別調整交付金のうち、結核・精神疾病に関わる交付額算定のための委託料ですが、令和3年度分につきましても、財政負担影響額として特別調整交付金の増額が見込まれるため、過年度分算定のための委託料でございます。

81ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、3目一般被保険者療養費では100万円、県支出金から一般財源への財源内訳の更正をお願いしております。

82ページをお願いいたします。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費では1,316万7,000円、県支出金から一般財源への財源内訳の更正をお願いしております。

歳入におきまして、第三者求償による納付金を増額し、県支出金の普通交付金を減額したことによる財源内訳の変更でございます。

83ページをお願いいたします。

11款予備費、1項1目同じでは41万8,000円の減額補正をお願いしております。予備費

より一般管理費への振替を行うものでございます。

以上、歳入歳出とも補正額は0、予算額18億7,706万9,000円で、財源内訳変更の補正をお願いするものでございます。

以上で、議案第9号の説明とさせていただきます。

御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第9号の採決をします。

お諮りします。議案第9号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第11、議案第10号、令和4年度板野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。説明を求めます。岡田人権コミュニティ課長。

[人権コミュニティ課長（岡田 加代子君）登壇]

○人権コミュニティ課長（岡田 加代子君） 議案第10号が議題となりましたので、御説明申し上げます。補正予算書の91ページをお願いいたします。

議案第10号、令和4年度板野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度板野町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ873万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,259万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年3月6日提出でございます。

続きまして98ページをお願いいたします。歳入から御説明申し上げます。

1 款県支出金、1 項同じでございます。1 目土木費県補助金では、住宅新築資金等貸付助成事業の補助金確定に伴い40万8,000円を減額し25万5,000円に補正するものでございます。

次のページをお願いします。

2 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目住宅新築資金等貸付金元利収入では、貸付金元利収入過年度分の増加により914万4,000円を増額補正し1,200万円をお願いするものでございます。続きまして100ページをお願いいたします。歳出を御説明申し上げます。

1 款貸付事業費、1 項1 目同じでは、債権回収業務委託料が不用となったため5 0 万円を減額補正し3 4 万2, 0 0 0 円をお願いするものでございます。

次のページをお願いします。

2 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金では、貸付金の収入増加に伴い、一般会計へ繰り出す金額を9 2 3 万6, 0 0 0 円増額補正し1, 2 1 5 万円をお願いするものでございます。

以上、歳入歳出とも補正前の額3 8 5 万6, 0 0 0 円に対し、それぞれ8 7 3 万6, 0 0 0 円の増額補正をお願いし、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1, 2 5 9 万2, 0 0 0 円をお願いするものでございます。

以上で、議案第1 0 号の説明とさせていただきます。

御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第1 0 号の採決をします。

お諮りします。議案第1 0 号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第1 0 号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第1 2、議案第1 1 号、令和4 年度板野町介護保険（保険事業）特別会計補正予算（第3 号）を議題とします。説明を求めます。楠本福祉保健課長。

[福祉保健課長（楠本 剛君）登壇]

○福祉保健課長（楠本 剛君） 議案第1 1 号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

補正予算書の1 1 1 ページをお願いいたします。

議案第1 1 号、令和4 年度板野町介護保険（保険事業）特別会計補正予算（第3 号）。

令和4 年度板野町の介護保険（保険事業）特別会計補正予算（第3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1 条 歳入歳出予算の総額に関係なく、歳入歳出予算を補正する。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和5 年3 月6 日提出でございます。

御説明申し上げます。1 1 8 ページをお願いいたします。

4 款支払基金交付金、1 項同じ、1 目介護給付費交付金では1, 5 0 3 万8, 0 0 0 円の減額補

正をお願いしております。介護給付費に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金につきまして、年度内交付金額が決定しましたことから1,503万8,000円の減額補正をお願いしております。119ページをお願いいたします。

7款繰入金、2項基金繰入金、2目介護給付費準備基金繰入金につきまして1,503万8,000円の増額補正をお願いしております。減額見込みとなりました支払基金交付金につきまして、同額の介護給付費、介護保険給付費準備基金からの繰入れをお願いしております。

歳入歳出予算の総額には関係なく、歳入科目についての補正をお願いするものでございます。以上で、議案第11号の説明とさせていただきます。

御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第11号の採決をします。

お諮りします。議案第11号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 日程第13、議案第12号、令和4年度板野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。説明を求めます。晃昇下水道課長。

[下水道課長（晃昇政治君）登壇]

○下水道課長（晃昇政治君） 議案第12号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

補正予算書121ページをお願いいたします。

議案第12号、令和4年度板野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和4年度板野町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ269万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,347万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月6日提出でございます。

次に128ページをお願いいたします。歳入より御説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目受益者分担金で、新規接続数が当初見込数より少なか

ったため200万円の減額補正をお願いするものです。

次の129ページで、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で、公共下水道事業等の減額補正に伴い320万3,000円の減額補正をお願いするものです。

130ページをお願いいたします。

8款諸収入、2項雑入、1目同じくで、消費税還付金額の還付金の額が確定いたしましたので251万3,000円の増額補正をお願いするものです。

次の131ページをお願いいたします。歳出を御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金で、当初見込みの新規接続数より少なかったため200万円の減額補正をお願いするものです。

~~~~~

8番(天羽生美君)退席(午後1時28分)

~~~~~

次の132ページをお願いいたします。

2項下水道施設管理費、1目同じく10節需用費の施設等修繕料では、公共マスの修繕等が当初見込みより多く25万円の増額補正をお願いするものです。同じく12節委託料のマンホールポンプ保守点検委託料では、委託業務の額が確定いたしましたので14万円の減額補正をお願いするものです。次の133ページ。

2款建設費、1項同じく、2目公共下水道事業費、14節工事請負費において、川端惣徳田9工区の推進工事で工法の変更が必要となり170万円の増額補正をお願いするものです。また、21節補償補填及び賠償金では、事業が確定し500万円の減額補正をお願いするものです。

次の134ページをお願いいたします。

3款基金積立金、1項同じく、1目減債基金積立金では、消費税還付金額が確定いたしましたので250万円の増額補正をお願いするものです。

以上、歳入歳出とも補正前の額3億8,616万6,000円に対し269万円の減額補正をお願いし、補正後の額3億8,347万6,000円をお願いするものであります。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(犬伏博昭君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

~~~~~

8番(天羽生美君)入席(午後1時30分)

~~~~~

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから議案第12号の採決をします。

お諮りします。議案第12号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(犬伏博昭君) 日程第14、議案第13号、令和5年度板野町一般会計予算を議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長(高橋三恵君)登壇]

○総務課長(高橋三恵君) 議案第13号が議題となりましたので、説明をさせていただきます。別冊の令和5年度予算書1ページをお願いします。

議案第13号、令和5年度板野町一般会計予算。

令和5年度板野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58億4,600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高限度額は、10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月6日提出でございます。

10ページをお願いします。

第2表は、継続費で2款総務費で、第6次板野町振興計画策定事業を令和5年度・令和6年度の2か年継続事業でお願いをしております。

11ページをお願いします。

第3表で地方債として、老人憩の家耐震事業ほか3件の事業に充当するため、いずれも起債の方法は証書借入、総額1億2,050万円をお願いしております。

21ページをお願いします。歳入から説明をさせていただきます。

1款町税、1項町民税、1目個人では、対前年度比2.8%減の4億6,023万7,000円、同じく2目法人では、対前年度比6.7%増の1億4,925万3,000円をお願いしております。2項固定資産税、1目同じでは、対前年度比0.4%減の7億1,773万6,000円をお願いしております。22ページをお願いします。4項町たばこ税、1目同じでは、対前年度比16.3%増の1億1,454万4,000円をお願いをしております。

次のページ、23ページの2款の地方譲与税から29ページの8款環境性能割交付金につきましては、県からの交付見込額によるものでございます。

31ページをお願いします。

10款地方交付税、1項1目同じで、対前年度比13.8%増の16億5,000万円をお願いをしております。33ページをお願いします。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目総務費負担金では、中央広域環境施設組合から職員派遣費負担金として562万円、2目民生費負担金では、老人福祉施設費市町村負担金7,620万8,000円が主なものでございます。

34ページをお願いします。

13款使用料及び手数料、1項使用料、3目商工使用料で、あせび温泉使用料を開館日310日として7,186万8,000円、4目土木使用料では、町営住宅436戸分6,549万9,000円が主なものでございます。

37ページをお願いします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、障害者福祉費負担金で3億404万9,000円、児童手当負担金で、対象子ども数を延べ1万5,528人と見込みまして1億2,052万9,000円をお願いしております。

38ページをお願いします。

14款同じく、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、道路橋梁費補助金では、道の駅デジタルサイネージ整備のため、社会資本整備総合交付金1,430万円をお願いしております。

40ページをお願いします。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金では、障害者福祉費負担金1億5,202万4,000円、国民健康保険事業費負担金6,382万9,000円が主なものでございます。

44ページをお願いします。3項県委託金、1目総務費委託金では4月9日、執行予定の県知事及び県議会議員選挙における委託金575万円をお願いしております。

46ページをお願いします。

17款寄附金、1項同じく、2目指定寄附金では、ふるさと納税で、前年度より3,200万円

増の4, 100万1, 000円をお願いしております。

次の47ページをお願いします。

18款繰入金、2項基金繰入金では、財政調整基金繰入金2億400万円ほか4基金への繰入金をお願いしております。

48ページをお願いします。

19款繰越金、1項1目同じでは1億5, 000万円をお願いしております。

51ページをお願いします。

20款諸収入、4項雑入、2目同じでは、商工費雑入で、道の駅いたの地域振興施設使用料1, 000万円及び電気使用料1, 200万円が主なものでございます。

53ページをお願いします。

21款町債、1項同じでは、老人憩の家耐震事業ほか3件に充当をするため、前年度比43.3%減の1億2, 050万円をお願いしております。

54ページをお願いします。続いて、歳出について説明をさせていただきますが、以下、各款項目での人件費に関しましては、令和4年度の実績によるものでございます。

1款議会費、1項1目同じでは7, 575万1, 000円をお願いしております。それぞれ議員さんの報酬等、議会運営に係るものでございます。

59ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、郵便料金や手数料等で11節役務費1, 142万1, 000円、60ページの18節負担金補助及び交付金で、職員健康診査等負担金ほかへの負担金として1, 003万5, 000円をお願いしております。

64ページをお願いします。6目企画費では2, 020万4, 000円をお願いしております。主には10節需用費で、ふるさと納税返礼品、11節役務費で、郵送料等に係る費用でございます。

67ページをお願いします。2項徴税费、2目賦課徴収費、7節報償費で、固定資産税前納報奨金として330万円、68ページをお願いします。同じく2目の賦課徴収費で18節負担金補助及び交付金で、徳島滞納整理機構負担金としまして194万4, 000円をそれぞれお願いしております。71ページをお願いします。4項の選挙費では4月9日、執行予定の3目徳島県知事選挙及び県議会議員選挙費716万1, 000円、4目町議会議員選挙費では1, 817万1, 000円をお願いしております。

76ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では7, 115万1, 000円をお願いしております。77ページの18節負担金補助及び交付金で、町社会福祉協議会補助金1, 888万7, 000円が主なものでございます。2目の隣保館費では、公会堂3館の管理運営費として3, 310万7, 000円をお願いしております。

83ページをお願いします。5目障害者福祉費、19節扶助費で、障害福祉サービス費・障害児

通所給付費等として6億5,653万8,000円をお願いしております。

85ページをお願いします。2項老人福祉費、1目老人福祉総務費、19節扶助費で、敬老年金2,350名分として1,175万円、タクシー料金助成費2,300名分として2,760万円をそれぞれお願いしております。2目老人福祉施設費では、入所者を33名と見込みまして老人ホームの管理運営費として7,124万9,000円をお願いしております。

88ページをお願いします。2項同じく3目老人憩の家管理費では、老人憩の家管理費として1,118万8,000円をお願いし12節の委託料では、日出家憩の家の耐震診断委託料として222万5,000円、犬伏憩の家の改修設計委託料として432万3,000円をお願いしております。5目後期高齢者医療費では、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金等として2億433万1,000円をお願いしております。

90ページをお願いします。3款同じく、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、18節負担金補助及び交付金では、下から二つ目にございます板野町出産祝金では10万円の100人分として1,000万円、出産・子育て応援給付金では、妊娠届出及び出生届出をそれぞれ90人と想定し、合わせて10万円の90人分として900万円をお願いしております。

91ページをお願いします。3項同じく、3目子ども医療福祉費、19節扶助費のはぐくみ医療費の助成費では、対象者を1,306名と見込みまして6,400万円をお願いしております。4目保育園費では、保育園の運営に関する費用3億2,544万3,000円をお願いしております。

94ページをお願いします。5目児童館費4,662万5,000円では12節の委託料で3児童館の社会福祉協議会への指定管理委託料4,526万円が主なものでございます。

95ページをお願いします。6目子ども家庭総合支援センター費では、センターの運営に関する費用3,064万9,000円をお願いしております。

101ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節の委託料では、コロナワクチン接種及び通常予防接種に要する費用など6,235万3,000円をお願いしております。

106ページをお願いします。1項同じく5目環境衛生費、12節の委託料では、資源ごみ収集運搬等委託料が主なものでございます。

次の107ページをお願いします。2項清掃費、2目塵芥処理費、12節の委託料で、ごみ収集運搬委託料3,679万5,000円が主なものでございます。

108ページをお願いします。同じく2目塵芥処理費、18節負担金補助及び交付金で、中央広域環境施設組合負担金として2億6,118万1,000円をお願いしております。3目し尿処理費9,422万円では、クリーンセンターの管理運営費をお願いしており10節需用費2,842万円が主なものでございます。111ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は、農業委員会の運営に要する費用でございます。117ページをお願いします。

6 款商工費、1 項同じく、1 目商工振興費、1 8 節負担金補助及び交付金で、町の商工会補助金 3 0 0 万円が主なものでございます。

1 2 0 ページをお願いします。2 項観光費、2 目観光温泉施設費 8, 0 4 1 万 8, 0 0 0 円は、あせび温泉やすらぎの郷の管理運営費で 1 0 節需用費 4, 3 1 7 万 2, 0 0 0 円が主なものでございます。1 2 2 ページをお願いします。3 目道の駅管理費では 1 0 節需用費、電気使用料が主なものでございます。1 2 6 ページをお願いします。

7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費、1 8 節負担金補助及び交付金で、栄土地改良区水路維持管理費負担金として 5 0 0 万円、木造住宅耐震改修工事補助金として 2, 0 5 8 万円をそれぞれお願いしております。

1 2 9 ページをお願いします。2 項道路橋梁費、3 目道路新設改良費、1 4 節工事請負費では、今年度につきましては、昨年当初予算より 1, 0 0 0 万円増額の 5, 0 0 0 万円、4 目社会資本総合整備費では 1 2 節委託料及び 1 4 節工事請負費で、道の駅構内に設置予定のデジタルサイネージ案内板設置費用をお願いし、財源につきましては、主に国の社会資本整備総合交付金を活用する予定でございます。1 3 1 ページをお願いします。4 項住宅費、1 目住宅管理費では、町営住宅に係る管理費 3, 0 5 7 万円をお願いしております。1 0 節需用費の施設修繕料 1, 5 0 0 万円が主なものでございます。1 3 3 ページをお願いします。

8 款消防費、1 項同じく 1 目広域事務消防組合負担金では、板野西部消防組合への分担金 1 億 9, 1 9 4 万 6, 0 0 0 円をお願いしております。2 目非常備消防費 1, 2 6 0 万 7, 0 0 0 円は消防団員の活動運営費でございます。1 3 7 ページをお願いします。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費は、教育委員会委員の報酬が主なもので 2 目事務局費の 6, 9 6 7 万 5, 0 0 0 円は事務局の管理運営費でございます。

1 3 9 ページをお願いします。1 8 節負担金補助及び交付金で、令和 5 年 4 月からの新たな制度で小中学校へ入学されます、お子様に 1 人当たり 1 万円を給付するもので、対象者を小学生 1 2 0 人・中学生を 1 3 0 人と見込み、合計 2 5 0 万円を。また 1 9 節の扶助費では、夜間中学校へ通われる方への支援として通学費及び学用品費 2 8 万 5, 0 0 0 円をお願いしております。

1 4 0 ページをお願いします。2 項小学校費、1 目小学校共通費の 1, 2 2 5 万 8, 0 0 0 円は各小学校の維持管理費でございます。

1 4 1 ページをお願いします。2 目東小学校管理費から 1 4 8 ページの 7 目南小学校教育振興費までにつきましては、各小学校の管理運営費でございます。

1 4 9 ページをお願いします。3 項中学校費、1 目学校管理費の 2, 8 4 5 万 4, 0 0 0 円は中学校の維持管理費でございます。

1 5 3 ページをお願いします。4 項幼稚園費、1 目幼稚園共通費の 1 億 8 万 4, 0 0 0 円は各幼稚園の維持管理費でございます。

1 5 5 ページをお願いします。2 目東幼稚園費から 1 5 8 ページの 4 目南幼稚園費までにつつま

しては、各幼稚園の管理運営費でございます。

162ページをお願いします。5項社会教育費、2目公民館費の2,065万9,000円は公民館の管理運営費でございます。

166ページをお願いします。7目歴史文化公園費の1億6,316万5,000円は文化の館を始めとする公園施設の管理運営費でございます。

169ページをお願いします。7目同じく14節工事請負費では、文化の館空調設備更新工事で8,500万円をお願いしております。

170ページをお願いします。6項保健体育費、1目保健体育総務費の2,968万1,000円は田園パーク・健康の館などの管理運営費、2目体育施設費の2,190万9,000円は小中学校体育館・体育センター・町民プールなど町内体育管理費を一括してお願いしております。

174ページをお願いします。3目学校給食費の1億5,715万5,000円は学校給食センターの管理運営費でございます。10節需用費では、給食の賄材料代として6,141万8,000円、次の175ページの12節の委託料では、株式会社東洋食品への調理等業務委託料として4,334万円をお願いしております。

178ページをお願いします。

11款公債費、1項同じく1目元金の4億2,284万5,000円では償還金元金として合計111件分をお願いしております。また2目利子の1,280万5,000円では、借入金利子として合計140件分をお願いしております。

179ページをお願いします。

12款諸支出金、1項特別会計費、1目特別会計繰出金では、国民健康保険特別会計ほか五つの会計への繰出金として6億8,784万1,000円をお願いしております。

180ページをお願いします。2項基金費、1目同じでは、減債基金ほか10の基金への積立金として8,953万円をお願いしております。

181ページをお願いします。

13款予備費、1項1目同じでは、予備費として1,004万9,000円をお願いしております。以上、歳入歳出の予算総額を58億4,600万円をお願いするものでございます。

以上で、議案第13号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

○8番（天羽生美君） はい。

○議長（犬伏博昭君） 天羽議員。小休しましょうか。

○8番（天羽生美君） はい。

○議長（犬伏博昭君） 小休します。

午後1時53分 小休

~~~~~

午後 1 時 5 5 分 再開

○議長（犬伏博昭君） 小休前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第 13 号の採決をします。

お諮りします。議案第 13 号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（犬伏博昭君） これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会したいと思います。御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、本日は、これで散会します。

なお、明日 15 日、午前 10 時より本会議を再開し、引き続き、提出議案に対する審議を行いますので、よろしくお願ひします。本日は、ありがとうございました。

午後 1 時 5 7 分 散会